答申

審査請求人(以下「請求人」という。)が提起した生活保護法(以下「法」という。)63条の規定に基づく返還金額決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長(以下「処分庁」という。)が、請求人に対し、令和2年7月7日付けの費用返還決定通知書(以下「本件処分通知書」という。)により行った、法63条の規定に基づく返還金額決定処分(以下「本件処分」という。)について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のことから、本件処分は違法又は不当であると主張している。

前住居の火災保険料12,300円を令和2年5月21日に福祉事務所に支払いをしました(領収書は頂いておりません)(お金は、忘れると困るのでカバンの中に封筒に入れて持っていました)。令和2年7月14日の封書を見てがくぜん、ショックを受け、事務所の方に電話を入れました。12,300円一控除8,000円=4,300円の支払いを要求してきました。とにかく払って下さいとの内容の電話でした。4300払うとなると、合計16,600払うということで支払い拒否をしました。私としては5月21日で終わった話です。記憶も曖昧気味ですが、12,300円は支払いました。ですから本

件処分は違法・不当であると思います。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定 を適用して、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和3年8月5日	諮問
令和3年10月26日	審議(第60回第4部会)
令和3年11月16日	審議(第61回第4部会)

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、 以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性及び保護の基準

法4条1項によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされ、このことは法の基本原理の一つとされている(法5条)。

また、法8条1項によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭 又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとされており、保護費は、上記保護の基準に従って、要保護者各々について具体的に決定されるものであるとされている。

(2) 収入申告の義務

法61条は、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について

変動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所 長にその旨を届け出なければならないとする。

(3) 費用返還義務

ア 法 6 3 条は、被保護者が、急迫の場合等において資力があるに もかかわらず保護を受けたときは、被保護者は、速やかに、保護 を受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機 関が定める額を返還しなければならないと規定している。

法63条の規定は、「被保護者に対して最低限度の生活を保障するという保護の補足性の原則に反して生活保護費が支給された場合に、支給した生活保護費の返還を求め、もって生活保護制度の趣旨を全うすることとしている。」(東京高等裁判所平成25年(行コ)第27号事件・平成25年4月22日判決・裁判所ウェブサイト裁判情報掲載。なお、同判決は最高裁判所において上告棄却により確定している。)と解されている。

- イ 「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」 (平成24年7月23日付社援保発0723第1号厚生労働省社 会・援護局保護課長通知。以下「課長通知」という。) 1・(1)は、 法63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象と することとしている。
- ウ 「生活保護問答集について」(平成21年3月31日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。)問13-2・答によれば、収入の増減が明らかとなった場合、既に扶助費を支給した月の最低生活費の額を増額又は減額して認定する必要が生じた場合、遡及変更の限度は3か月程度(発見月からその前々月分まで)と解すべきとされている。
- エ また、問答集問 1 3 5 ・答 (1) によれば、法 6 3 条は、本来資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情がある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調

整を図ろうとするものであり、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきであるとされている。

(4) 返還決定額の算定

ア 資力発生日

「生活保護運用事例集 2017年版」(東京都福祉保健局生活福祉部保護課発行。以下「運用事例集」という。)問7-15(答)・2によれば、契約に基づき火災保険料が契約解除日以降の日割りで返還される場合は、契約解除日が資力の発生日であるとされている。

イ 収入認定

「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。)の第8・3・(2)・エ・(4)によれば、保険金その他の臨時的収入については、その額(受領するために交通費等を必要とする場合は、その必要経費の額を控除した額とする。)が世帯合算額8,000円(月額)をこえる場合、そのこえる額を収入として認定することとされている。

また、運用事例集問 7 - 1 5 (答)・2によれば、保護開始後に住宅扶助で火災保険料の支給を受けた場合について、契約に基づき火災保険料が契約解除日以降の日割りで返還される場合は、次官通知第 8 ・ 3 ・ (2)・エ・ (イ)により、その他の臨時的収入として取り扱い、8,000円を超える額が収入認定の対象となるとされている。

(5) 次官通知及び課長通知は、いずれも地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である。また、問答集は、法に定める事務を地方公共団体が執行するに当たっての解釈運用指針として合理的なものであると認められる。そして、運用事例集における上記取扱いは、法の解釈・運用として合理的なものと認められる。

(6) なお、処分庁の返還事務手続においては、納付書を発行して行うとされており、返還金を受領した場合は必ず領収書又は預かり証を渡すのが通例である。

2 本件処分の検討

(1) 本件処分における法63条の適用

請求人は、転居に伴い前居所の保険契約を解除したことにより、本件返戻金を受けたところ、本件返戻金については、法4条1項の趣旨に沿って、これを最低限度の生活を賄うために活用することを要するものであることから、請求人に係る保護としては、当該資力(本件返戻金)の活用によっても、なお最低限度の生活維持に不足する部分についてのみ実施すべきものであるといえる。

このため、処分庁は、請求人に対して実施した保護については、 法63条の規定が定める「被保護者が、急迫の場合等において資力 があるにもかかわらず、保護を受けたとき」に該当するものとし て、本件返戻金(12,300円)から、所定の控除額8,000 円を差し引いた後の4,300円を収入認定額と認定し、本件処分 により返還すべき金額として決定したものと認められる。

(2) 本件処分における資力の発生日

本件返戻金は、請求人が、転居に伴い前居所の保険契約を解除したことにより支払われたものであると認められることから、上記1・(4)・アに照らし、保険契約の解約日である令和2年2月6日が、本件返戻金に係る資力の発生日であると認められる。

(3) 本件処分における返還金額の算出

処分庁が本件処分に当たって行った、返還対象額及び返還決定額の各認定については、上記1の法令等の規定に照らしていずれも適 正なものであり、また、関係資料に照らして違算も認めらない。

- (4) 以上のとおり、本件処分に違法、不当な点は認められない。
- 3 請求人の主張について

請求人は、上記第3のとおり、本件火災保険料の返戻金12,30

0 円相当額は全額返還済みであるから、本件処分は違法又は不当であると主張している。

しかしながら、令和2年5月21日、請求人が福祉事務所に来所して、その場で本件返戻金を納付したい旨申し出たとき、担当職員及び前任者は、請求人に対し、返還金額が確定していないため、その場では受け取れないことを伝えており、返還金額が確定した後に納付書を送るので、納付書により納付するよう説明していること及び請求人もその場で支払った旨の領収書、預かり証はもらっていない旨述べていることが認められる。そして、処分庁は、後日、本件返戻金から控除額8,000円を差し引いた4,300円の返還を求める通知書(本件処分通知書)を送付しているものである。

加えて、上記1・(6)のとおり、処分庁の返還事務手続においては、納付書を発行して行うとされており、返還金を受領した場合は必ず領収書又は預かり証を渡すのが通例であることから、納付書によらず、また、担当職員及び前任者が領収書又は預かり証を発行することなく納付金を受け取ることは考え難いことであるし、他に担当職員において納付金を受領したことをうかがわしめる資料はない。

したがって、請求人の主張は採用できない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討 その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美